

北海道告示第10083号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項第13号に掲げるすけとうだらはえ縄漁業(日本海海域)について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた。

令和6年1月26日

北海道知事 鈴木直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可区分	備考
(1)漁業種類	(2)操業区域		(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数			
すけとうだらはえ縄漁業	南後志海域	久遠郡と島牧郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から297度30分の線以北、古宇郡と積丹郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から296度30分の線以南の海域。 ただし、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域に限る。	毎年、11月1日から翌年3月31日まで	2隻	10トン以上20トン未満	後志総合振興局管内に住所を有する者	令和6年2月1日から同年3月1日まで	(1)
	日本海北部海域	古宇郡と積丹郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から296度30分の線以北、稚内市宗谷岬突端と樺太西能登呂岬突端とを結ぶ線以西の海域のうち、東経140度39.8分の線、北緯45度00.1分の線、東経140度19.8分の線、北緯44度30.1分の線、東経140度49.8分の線、石狩市黄金山頂上から正西の線、積丹郡積丹岬突端から正北の線によって結ばれた線以西の海域及び東経141度39.8分の線以東と稚内市宗谷岬突端と樺太西能登呂岬突端とを結ぶ線以西の海域。 ただし、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域に限る。						
	雄冬・天売海域	石狩市黄金山頂上から正西の線、北緯44度30.1分の線、東経140度49.8分の線及び東経141度19.8分の線により囲まれた海域。						
	武蔵堆海域	北緯44度30.1分の線、北緯45度00.1分の線、東経140度19.8分の線及び東経140度59.8分の線により囲まれた海域。						
	利礼海域	北緯45度00.1分の線以北の東経140度39.8分の線以東、東経141度39.8分の線以西の海域。 ただし、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域に限る。						
同上	南後志海域	久遠郡と島牧郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から297度30分の線以北、古宇郡と積丹郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から296度30分の線以南の海域。 ただし、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域に限る。	同上	1隻	同上	同上		(2)
	日本海北部海域	古宇郡と積丹郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から296度30分の線以北、稚内市宗谷岬突端と樺太西能登呂岬突端とを結ぶ線以西の海域のうち、東経140度39.8分の線、北緯45度00.1分の線、東経140度19.8分の線、北緯44度30.1分の線、東経140度49.8分の線、石狩市黄金山頂上から正西の線、積丹郡積丹岬突端から正北の線によって結ばれた線以西の海域及び東経141度39.8分の線以東と稚内市宗谷岬突端と樺太西能登呂岬突端とを結ぶ線以西の海域。 ただし、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域に限る。						
同上	南後志海域	久遠郡と島牧郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から297度30分の線以北、古宇郡と積丹郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から296度30分の線以南の海域。 ただし、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域に限る。	同上	1隻	同上	同上		(3)